

## 平成 22 年第 4 回定例会(12 月)議決結果

第 4 回定例会が平成 22 年 12 月 6 日から 16 日までの 11 日間の会期で開催されました。  
条例、補正予算など 14 議案が上程され、次のとおり議決されました。

### 【条 例】

●芦屋町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について

特に必要がある場合には、基金の一部を処分できるよう、新たに条項を加えるもの。

(可決 賛成多数)

●芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

児童扶養手当法の改正に伴い、支給対象者の表記内容を変更するもの。

(可決 満場一致)

### 【予 算】

●平成 22 年度芦屋町一般会計補正予算(第 4 号)について

歳入＝退職手当債、過疎債の借入れ、財政調整基金繰入金、福岡県漁港漂着物臨時回収・処理事業費補助金等

歳出＝勸奨による退職者増に対応するための措置、過疎債借入に伴う下水道事業会計及び病院事業会計への補助金、繰越明許費として山鹿小学校・芦屋東小学校の耐震補強等工事の実施設計委託、漁港施設整備補助金、森林整備加速化・林業再生事業委託

(可決 賛成多数)

●平成 22 年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について

歳入＝職員給与費に係る一般会計繰入金の減額、出産育児一時金補助金や特定健康診査受診推進事業に係る一般会計繰入金の増額

歳出＝給与費の減額、退職被保険者等療養費及び過年度分特定健康診査等負担金返還金等の増額

(可決 満場一致)

●平成 22 年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第 3 号)について

収入＝ミニボートピア日向の開設に伴う売上げ及び場外発売の日数増に伴う売上げなど営業収益の増額、退職者増に伴う一般会計補助金の増額

支出＝退職給与金や開催費及び場外発売受託事業費を増額

(可決 満場一致)

●平成 22 年度芦屋町病院事業会計補正予算(第 2 号)について

歳入＝起債対象経費の減少及び過疎債借り入れに伴う企業債の減額、一般会計補助金の増額

歳出＝機械及び備品購入費の減額

(可決 満場一致)

●平成 22 年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)について

収入＝企業債を減額し、一般会計補助金を増額

(可決 満場一致)

【人 事】

●芦屋町教育委員会委員の選任同意について

任期満了に伴い、次の委員の再任案が提案された。

長戸 隆弘氏(芦屋町船頭町 8 番 27 号)

(同意 満場一致)

【その他】

●指定管理者の指定について

「国民宿舎マリントラスあしや」の管理運営を平成 23 年 4 月 1 日から株式会社MBKオペレーターズに代行させるため指定管理者として指定するもの。

(可決 満場一致)

●芦屋町が購入した「仕組み債に関する決議

町が購入した仕組み債に関して、事務の経緯や責任の所在などを明らかにし、公表することなどを求めるもの。

(否決 賛成少数)

【請 願】

●TPP(環太平洋経済連携協定)への対応に関する請願について

北九州農業協同組合の野中敏昭代表理事組合長からTPP(環太平洋経済連携協定)への対応に関して、国に対しTPP交渉には参加しないことなどの対応を求める意見書提出の請願が提出された。

(採択 満場一致)

**【意見書】**

**●沖縄県尖閣諸島の領土権に関する意見書について**

沖縄県尖閣諸島の領土権に関する問題について次のことを求める意見書を関係機関に提出する。

- (1) 「尖閣諸島は日本固有の領土である」ことを中国及び諸外国に改めて明確に示し、今後同様の問題が起こった際は、国際法に照らしてその非を世界に明らかにすること。
- (2) 尖閣諸島周辺海域において、我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できる体制を充実強化すること。
- (3) 中国政府に対し、今回の事件に関して厳重に抗議するとともに、日中両政府は冷静な外交を通し、再発防止策を講じること。

(一部修正可決 満場一致)

**●「一人暮らし寡婦」医療制度に関する意見書について**

「一人暮らしの寡婦」に対する医療費助成制度については、福岡県医療費助成制度(県と市町村で1/2ずつ負担)が平成20年度から2年計画で段階的に廃止されることになっており、本年9月末をもって完全にその制度が廃止された。

そのため、「一人暮らしの寡婦」が安心して生活できるよう、一刻も早く、医療費助成制度が復活するように要望する意見書を県へ提出する。

(可決 満場一致)

**●TPP(環太平洋経済連携協定)への対応に関する意見書**

TPP(環太平洋経済連携協定)への対応について次のことを求める意見書を関係機関に提出する。

- (1) わが国及び本県の農業に対する壊滅的な打撃を与えるTPP(環太平洋経済連携協定)交渉については、拙速に判断せず、参加の是非を国民に問うなど、国民的議論を踏まえて慎重に対応すること。
- (2) TPPについては、全品目での関税撤廃だけではなく、様々な分野での包括的な交渉が行われ、農林水産分野以外にも国民の経済や生活にかかる多様な分野について影響があることを国民に十分説明すること。
- (3) 「多様な農業の共存」を基本理念として、農業・農村の多面的機能の発揮や食料安全保障の確保など、食料自給率の向上、農業・農村の振興などを損なわないよう対応すること。

(可決 満場一致)